

興福寺所蔵「大乘院御坊中集会引付」

歴 史 研 究 室

「興福寺経疏古書目録」(明治28年作製)によれば、興福寺には84箱に及ぶ聖教・古文書箱が所蔵されている。そしてその第33函には、あわせて63冊の引付類が収められているが、うち「大乘院御坊中集会引付」(以下「坊中集会引付」と略す)が60冊を占める。この「坊中集会引付」の体裁はいずれも袋綴装で、楮紙の料紙に、年次により区々であるがほぼ半葉5～9行で書かれ、界線・訓点などはない。表紙は本紙と共通の楮紙で、すべてに明治時代の「興福／寺印」との朱方印が捺されている。この60冊現存する「坊中集会引付」は、時代的には室町中期(嘉吉2年)から江戸後期(安政元年)に及ぶが、欠年のものが多い。すなわち最も古い嘉吉2(1442)より、以下寛正4(63)～6、応仁2(68)、文明2(70)、9、明応5(96)、永正2(1505)、7、天文元(32)～2、3、5、16～17、18～19、20、23、弘治元(55)～2、永祿5(62)、8、天正4(76)～9、慶長4(99)、20、元和5(1619)、明暦元(55)、万治元(58)、2、寛文元(61)、3、5、13、貞享3(86)、元禄元(88)、5、6、7(2冊)、15、16(2冊)、宝永元(1704)、3、享保18(33)、19、20(2冊)、21、元文元(36)、4、安永8(79)、天明3(83)、5、6、7、8、寛政元(89)、文化9(1812)、10、13、天保3(32)(2冊)、安政元年(54)までの60冊である(～は1冊に数年分の引付を収録するもの)。

なお寸法は、天正以前のものは縦24～27、横21～23cmほどであるが、慶長以降は若干大きくなり、縦32～34、横24～26cmとなる。各冊の墨付の丁数は比較的少なく、多いものでも10丁ほど、大半は5丁前後である。また表紙の外題は、初期には標題として掲げたもののほか「御坊中集会引付」「集会引付 御坊中衆等」「大乘院家集会引付」などで統一を欠くが、天文18年以降ほぼ「御坊中集会引付 大乘院(家)」となり、また寛文元年よりはおおむね「御坊中集会引付 大乘院門跡」となる。天文元～2、天正4～9年分の表紙には「禪定院」とみえるが、これは治承の平氏による焼討以後、大乘院門跡が元興寺禪定院の地に移っていたためである。

ところで、興福寺には満寺集会をはじめ、学侶集会、六方集会、学道集会など、いくつかの合議機関としての集会が存在したが、大乘院門跡でもその坊中衆で集会が営まれ、この「坊中集会引付」はその評定記録である。例えば、最も古い嘉吉2年の引付の冒頭は、「嘉吉貳年壬戌十月捌日 禪定院殿上御廊集会評定偈」で始まり、段銭賦課を決定し、それに関する納所と沙汰人を定め置いた記事を取める。このように集会の場所を認めるのは少なく、「一月一日集会評定曰」で始まるいくつかを除いて、大半は月日のみで、合議の内容を簡条書きに記載している。評定は多い年は10回を越すものもあるが、少ないときは、1ヶ年につき1回の集会評定を取めているものも多い。

嘉吉2年の例を先に引いたが、そこにもみえるごとく、室町時代の集会評定の議題として、

段銭賦課の事例がよくみられる。寺領荘園の顛倒が相ついだこの時期に、寺院の経済的基盤として求められた段銭は、興福寺の門跡の場合には門跡段銭として、若君御入室・受戒会・方広会・慈恩会などの恒例なものと、院家修理段銭・造営段銭などの臨時的なものに大別でき、ともに段別百文を常例として、大乘院門跡領に限って賦課された。段銭のほかには小五月銭、地口銭、有徳銭、用銭、人夫役などの賦課の例もみられるが、無沙汰につき催促を加えているものが多い。嘉吉2年10月23日東室御坊中集会では「一、段銭事、近年為舛諸庄民等致緩怠動為土一揆至難沙汰候歟」との有様が述べられている。なお興福寺惣寺の段銭としては寺門段銭があるが、寺門段銭および門跡段銭の関係についても、同じ集会で次のような内容の学侶集会の評定を伝える供目代の書状が引用されており注目される。すなわち、「門跡御段銭事牒承候、雖然寺門段銭既加下知候上者、於門跡方者不可有御下知候、寺門段銭收納以後少分可申割分之由評定候也」とみえる。

ところで次頁に、天文元年11月より2年8月までの「御坊中集会引付」(第33函第9号)を掲げた。この天文元年は奈良に一向一揆が勃発した年である。享祿4年細川高国を滅ぼして、京都での実権を把握した細川晴元に反して、河内高屋城で蜂起した畠山義英が、翌年(天文元)5月に三好元長・筒井順興らとともに、晴元方の木沢長政を河内飯盛城に囲んだ際に、晴元は本願寺の証如に援助を求め、これを破った。このときの一向門徒勢は3万といわれ、一向宗の勢力はこの争いに乗じて河内から筒井の本拠である大和にも及び、大和でも一向一揆が起った。筒井は興福寺の官符衆徒である。奈良で一向門徒は、7月10日晝蜂起し、興福寺を攻め、菩提院方の恵心院・阿弥陀院を焼払い、17日には興福寺伽藍および大乘院・一乗院両門跡といくつかの院家を除いて、ほかの僧坊院家のほとんどを焼いた。8月になると、奈良の民屋を焼払った一揆は、高取城において越智利基・筒井順興らによって敗北し、吉野に退いた。六方衆は23日集議して「一向宗永代奈良中可令私事」などを決議している。

このような天文元年の奈良の様相を背景として、「坊中集会引付」は争乱の後の11月10日の評定を収録している。奈良中に徳政が実施され、また一揆参加の郷は焼却の罰に処せられ、門徒郷民は追放された。一揆参加の郷のなかには油坂とともに符坂油座商人の居住する今辻郷(今辻子郷)も含まれていた。そこで一揆根本在所の今辻郷に代わるべく新座を設けたことが述べられ、その際の補任料や門跡方に納めるべき料足の規定もみられるが、これは油座が大乘院門跡の進止となっていたことによる。翌2年8月28日評定では一揆加担で遂電した郡使跡の後任のことも議されている。また越前国溝江庄をめぐる大乘院門跡と東林院との紛議、平等寺定使善福殺害事件糾明に関する経緯、神殿庄内における作人による下地押領などに関する興味ある評定がおこなわれている。そのほかの記事を含めて、段銭無沙汰という当時の状況を背景として苦慮している興福寺大乘院門跡の様相がしられよう。

以上、「坊中集会引付」について、その概観にふれたが、興福寺大乘院門跡関係の史料として興味深いものといえよう。

(綾村 宏)

一御風呂事、諸役人悉可被相[□]旨一決了、

一御反錢事、可有催促旨納所江書狀被遣了、

一御炭役事、無沙汰間田地付可有点札旨決則了、

以上

同八月廿八日集会評定曰

一当御門跡御受戒事、来冬如先規可有

御執行条、悉皆為御坊中被馳走始行在之様

被廻調法者、可為御祝着旨被仰出条、無御

如在儀可被廻調法旨返牒被申畢、

一御受戒時御持庄分懸反錢事先規也、

此御被懸催処先年錯乱条以故実被[□]、

先年御德度反錢被相催未進巨多条、彼未

進分悉加被催促、御反錢成次第二、御受戒

会事、可有始行旨一決畢、

一御領中反錢未進分、此秋西取之取中仁

(マツ) 無由斷被加催促者、可為珍重旨兩納所江

以書狀被申遣畢、

一反錢未進分事可被加催促条、付勝手

副使以下事、為納所被申事在之者、別而

被馳走者可為御祝着旨、官符方江内儀

被申遣者可目出旨、議春房五師方江被申

遣畢、

一当年就御受戒之儀和上成事被沙汰者可

目出旨、以書狀被申遣畢、

一先年被相催反錢事、十疋宛之内半分

大略致沙汰歟、相殘之事当年悉皆済

無之者、嚴重之成敗在之様仁、可被仕下学

侶六方江可有披露旨一決畢、書狀之事、

越智十市楊本以下書狀可被遣旨決則了、

書狀之事、定禪房順乘房性勤房以下

被仰合相認可被相遣被諷諫了、

一御受戒事、於御坊中不可所在存一角

可致馳走旨以御奉行返牒被申畢、

一究明方反錢未進分事、彼躰近般以外

老老条不可有正躰欺候間、於向後者於

以前被^(マツ)分以奉行衆御下知可目出旨

被申遣了、

一廢德法師事依為一懸壁電条、彼跡事、

(マツ) 郡師事、別人仁早々被仰付者、可目出由

奉行方江被申命了、

一先年御德度料被懸催諸山之用錢事、

(マツ) 未進分事早嚴重仁可被加催促旨、

同兩奉行方江被申遣畢、

一御節句御手長之事、内山中院方被上

(マツ) 落可有取沙汰以書狀被申畢、書狀之事

性勤房被命了、

以上

〔大乘院御坊中集會引付〕

(第33函第9号・天文元・二年)

(表紙)
「天文元年十一月 日」

大乘院家集會引付

禪定院」

十一月十日集會評定曰

一今度奈良中德政行之儀付、當御

門跡御旧借之事、僧坊並於在家錢主者

不及札錢以下申事、悉以可被奇破

之由兩奉行被申早、

一今度平等寺御定使善福於市場令

殺害条、彼寺并十市戒重可致糺明

之由、以書狀被申遣了、

一中院末屋次郎左衛門拜領之新木之庄

御米之事、則跡死去上者、自当年可

有御公納之由納所寬明房方へ被申早、

一長谷寺檢斷評定衆話札落着刻、從彼寺御□錢

二千疋可進上候由、乍御請申于今無到來

条、執行方へ以書狀被催促早、

一内山不斷護摩近年退転不可然条、

以書狀被寺へ被申遣了、

一來月始比御受戒會可有御執行候由

御披露候条、則御請被申早、同堂司

可致其用意候由、以書狀被申遣了、

一奈良中油座事、當御門跡御進止之處、

今辻郷事、今度土一揆根本在所

間悉以被失条、新座之為御門跡可

被仰付条、自余之混亂不可在

之、可被成其意得候由、六方学侶

以書狀被申了、

一庄願寺領自豐田方巨多役被

相懸条、可停止候由、以書狀被申遣了、

十二月十二日集會評定曰

一御風呂儀退転無勿跡之条、如先規

可有沙汰旨、行事方へ被申付了、

一就越前国溝江庄御門跡与東林院殿紛儀、

信貴山院主錢被押置處、為官符

院主錢之事、先以無事通披露之条、

被免官符江無事通返參有之、然者

溝江庄東林院御沙汰不謂間、直納之儀、

再公方分押領段不可然条、其通可被

申遣旨一決也、万一於無承引者

立返彼領相當分可被押置由、以書狀

筒井法印方へ被申遣了、

一内山十輪院事者、中院殿知行無紛

処、田舎人不謂儀申懸条、惣寺へ

中院殿無紛通以書狀被申遣了、則

中院殿へ毛其通返參了、

一油新座可被立儀付、一人別二年中

五升宛可有運上、(×通)其内一升宛兩奉行

可被下由一決也、輔任料事、上進分

百疋兩奉行五十疋通決則了、

一乙木山木上乗院被切壳間不可然、内山

惣寺へ可被相押旨以書狀被申遣了、

一御持仏堂御承仕明心方下地神殿領

有之處、長井西藤左衛門号作人

押領之条、早々可有運上旨、古市方へ

被遣書狀、於無承引者次第之可有成敗

旨一決了、

一自松林院殿御菜用途每月有沙汰處、

無沙汰条不可然、猶以於無沙汰者彼奉行方へ

可有譴責旨一決了、

以上

天文元年癸卯月廿三日御坊中集會曰

一當年御受戒事、早々御出可有御沙汰旨決則了、

一近般御門跡候人等諸公事以下沙汰次第沙汰限之

条、巨細儀以使節上意江可相同旨一決了、言諸道斷

使節供目代叔講房、

一善福法師於平等寺令生涯条、然者彼寺仁現知跡

有之由候及口遊候等彼寺年預法師被相上可有糺

明通一決了、狀事順乘房諷諫了、

一興田庄事可有活脚敷由被仰出間、前拔專乘房定

揮房沙汰条、其方江此旨可被申旨、性勤房長揮

房諷諫了、

延良房律師無承引於活脚者可被相押旨一決了、

一御業用途事、松林院家所役無沙汰条、彼方付可

有問答旨被仰出間、廻調法可有成敗旨一決了、

一内山御用錢儀付、去年被譴責處、不致承引曲事

間、使忽緒段重可有成敗旨一決了、

一大市庄諸公事物給人方催促處嚴觀相押間、万一

於無沙汰者嚴觀付可被□□旨一決了、